明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約への締約国の追加に関する件（外務一九八）　一
○無形文化遺産の保護に関する条約への締約国の追加に関する件（同一九九）　四
○千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書の附属書Ⅵの改正に関する件（同二〇〇）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、税理士証票無効・登録まつ消、厚生年金基金解散・清算人就任関係　四
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　四
会社その他
会社決算公告　四

告示

○外務省告示第百九十八号

平成十七年十月十九日にパリで採択された「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」の締約国につき、平成二十六年四月一日現在で、次のとおり追加があった（平成十九年一月十八日外務省告示第二十五号よりの追加）。

締約国	批准書の寄託日	当該締約国についての発効日
マレーシア	平成十八年十二月二十日	平成十九年二月一日
バルバドス	平成十八年十二月二十一日	平成十九年二月一日
チュニジア共和国	平成十八年十二月二十六日	平成十九年二月一日
アルゼンチン共和国	平成十八年十二月二十九日	平成十九年二月一日
アルジェリア民主人民共和国	平成十八年十二月二十九日	平成十九年二月一日
ロシア連邦	平成十八年十二月二十九日	平成十九年二月一日
ギリシャ共和国	平成十八年十二月三十一日	平成十九年二月一日
ガーナ共和国	平成十八年十二月三十一日	平成十九年二月一日
ブルガリア共和国	平成十九年一月十二日	平成十九年三月一日
タイ王国	平成十九年一月十五日	平成十九年三月一日
スロバキア共和国	平成十九年一月二十六日	平成十九年三月一日
大韓民国	平成十九年二月五日	平成十九年四月一日
フランス共和国	平成十九年二月五日	平成十九年四月一日
メキシコ合衆国	平成十九年四月十一日	平成十九年六月一日
チェコ共和国	平成十九年四月三十日	平成十九年六月一日
ポルトガル共和国	平成十九年四月三十日	平成十九年六月一日
エジプト・アラブ共和国	平成十九年五月二十三日	平成十九年七月一日
マリ共和国	平成十九年五月三十日	平成十九年七月一日
リビア	平成十九年五月三十日	平成十九年七月一日
ドイツ連邦共和国	平成十九年五月三十一日	平成十九年七月一日